

令和6年11月25日開催

## 新庄市農業委員会第18回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和6年11月）議事録

1. 開催日時 令和6年11月25日（月）午前10時00分

2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール

3. 出席委員（18名）

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 浅沼 玲子   | 2番 笹 行也    |
| 3番 松田 浩一   | 4番 早坂 浩樹   |
| 5番 指村 貞芳   | 6番 森 良一    |
| 7番 下山 秀一   | 8番 奥山 久    |
| 9番 中鉢 浩    | 10番 五十嵐 成生 |
| 11番 田宮 成彦  | 12番 齋藤 謙二  |
| 13番 星川 吉和  | 15番 三原 幸一  |
| 16番 星川 秀男  | 17番 星川 豊   |
| 18番 佐藤 喜代志 | 19番 高山 光弥  |

4. 欠席した委員（1名）

14番 伊藤 和彦

## 5. 議事日程

- |       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 議事録署名委員及び会議書記指名                  |
| 日程第 2 | 議案第 55 号 農地法第3条の規定による許可申請について    |
| 日程第 3 | 議案第 56 号 農地法第5条の規定による許可申請について    |
| 日程第 4 | 議案第 57 号 農用地利用集積計画について           |
| 日程第 5 | 報告第 44 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第 6 | 報告第 45 号 農地法第18条第6項の規定による通知について  |
| 日程第 7 | 報告第 46 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について   |

## 6. 出席した事務局職員

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 事務局長 | 大 江 周   | 局長補佐 | 鏡 彰 広   |
| 主 任  | 八 鍬 貴 征 | 主 任  | 結 城 美 緒 |

## 7. 総会議長

浅沼 玲子

## 8. 会議の概要

### ○議長

それでは、これより令和6年度新庄市農業委員会第18回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

### ○事務局長

現在の出席委員は18名です。欠席通告者は、14番伊藤和彦委員の1名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本第18回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

### ○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

### ○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に12番齋藤謙二委員と19番高山光弥委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広さんと八鍬貴征さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第55号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第55号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区2件、稲舟地区1件、萩野地区1件、計4件ございます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○15番

新庄地区1番につきまして、11月18日に調査と受人への確認、23日に渡人に確認しました。この土地は長年耕作している人がおり、渡人が売買の相談をしたところ、高齢のため購入はできないと断られました。そのため土地の近くの受人に相談したところ話がまとまりました。土地が狭いということもあり単価が少し低いですが、双方合意しており問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○17番

新庄地区2番につきまして、11月16日に調査確認しました。同一世帯間の使用貸借ということで問題ないと判断しましたので、よろしく申し上げます。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区1番につきまして、11月13日に調査確認しました。この農地は未整備で山際の土地です。単価は少し低いですが双方合意しており、問題ないと判断しましたので、

宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区1番につきまして、11月17日に調査確認しました。この農地は長年受人が耕作してきました。今回渡人から売買の相談をしたところ話がまとまりました。対価についても双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第55号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第55号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第56号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第56号、農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区3件、稲舟地区1件、計4件ございます。

(議案書を基に内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いし

ます。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区1番につきまして、11月18日に調査確認をしました。受人は土木業を営んでいます。建設資材や重機を置く場所を探していたところ知人にこの農地を紹介されました。双方合意であり、問題ないと判断しましたので、よろしくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区2番につきまして、11月18日に調査確認しました。受人は音楽イベントの仕事をしており、機材を運搬するトラックなどの車両を駐車する場所を探していました。事務所の裏にある農地の所有者に話をしたところ話がまとまり、今回の申請に至りました。双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しくをお願いします。

○議長

続いて、新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○15番

新庄地区3番につきまして、11月18日に調査確認しました。昨年渡人の邸宅を受人が購入しています。敷地内にある畑をドッグランや駐車場にするという申請です。双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しくをお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区1番につきまして、11月21日に調査確認しました。調査書のとおりで問題ないと判断しましたが、開発規模が大きいのでこれからも注意を払って見ていきたいと思っています。宜しくをお願いします。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第56号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第56号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第57号農用地利用集積計画についてを上程します。

ここで6番森良一委員が関係委員となっておりますので農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席します。

暫時休憩します。

( 森良一 委員 退席 )

○議長

休憩を解いて再開します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第57号農用地利用集積計画について、賃借権設定（再設定）につきまして新庄地区1件、萩野地区2件、計3件となっております。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいまの事務局より説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第57号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第５７号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休憩します。

（ 森良一 委員 入場・着席 ）

○議長

休憩を解いて再開します。

それでは報告案件に入ります。

日程第５、報告第４４号農地法第３条の３第１項の規定による届出についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告の説明をさせていただきます。

報告第４４号農地法第３条の３第１項の規定による届出について新庄地区３件、稲舟地区２件、萩野地区２件、計７件ございます。

（議案書を基に申請内容を説明。）

よろしく願いいたします。

○議長

ただいまの報告第４４号農地法第３条の３第１項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第４４号農地法第３条の３第１項の規定による届出については、原案のとおり承認されました。

○議長

次に日程第６、報告第４５号農地法第１８条第６項の規定による通知についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第４５号農地法第１８条第６項の規定による通知について、新庄地区４件、八向地

区2件、計6件でございます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第45号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第45号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり承認されました。

○議長

次に日程第7、報告第46号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第46号地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区1件、萩野地区1件、計2件でございます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第46号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第46号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

その他の件について何かございませんか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これで新庄市農業委員会第18回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和6年11月25日

新庄市農業委員会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員